

社会資本整備審議会建築分科会 基本制度部会（第13回）

平成19年12月19日（水）

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、第13回建築分科会基本制度部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます住宅局建築指導課の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、マスコミの取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。なお、カメラ撮りは、配付資料の確認の終了後までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は、委員の皆様の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承くださいと思います。

まだお見えでない委員の方がいらっしゃいますが、本日は、委員29名中代理の方2名を含めまして27名の皆様の参加を予定しております。定足数の確認でございますが、委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧、議事次第の中段以降の配付資料一覧をごらんいただきたいと思います。

配付資料は、資料1から資料8まで、資料1「構造計算書偽装問題等で明らかになった課題への対応」、資料2「改正建築基準法の施行状況について」、資料3「建築士制度見直しの全体像」、資料4「建築士制度小委員会とりまとめ」、資料5「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ」、資料6、これは1枚紙でございます。「一級建築士試験の試験内容見直しについて」、資料7「基本制度部会とりまとめ（案）」、資料8「基本制度部会とりまとめ（概要案）」。

参考資料が1から6までございます。参考資料1「基本制度部会委員名簿」、参考資料2、これは審議会の答申でございます。参考資料の3と4はリーフレットでございます。「新しい建築確認手続の要点」、これが参考資料の3でございます。それと、「建築関連中小企業

に対する金融上の支援について」、参考資料5「建築士法等の一部を改正する法律について」、参考資料6「業務報酬基準（昭和54年建設省告示1206号）と住宅局長通達」、以上と  
なっております。

以上の資料をお配りしております。欠落等がございましたら、事務局までお申し出  
いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします  
ます。

続きまして、会議に先立ちまして、住宅局長よりごあいさつを申し上げます。

**【事務局】** どうもおはようございます。部会長を初めこの委員会の施策には、大変建  
築行政、住宅行政、お世話になっております。厚く御礼申し上げます。

きょうは、本年6月に施行されました改正建築基準法の施行状況についてのご報告が1  
点でございます。もう1点は、この3月の基本制度部会でご審議をお願いしました建築士  
制度見直しについて、小委員会等の議論を踏まえまして、この部会としてのお取りまとめ  
をお願いするということが主でございます。

改正建築基準法の施行でございますが、これはご案内のように、一昨年の姉齒事件を受  
けまして、昨年の通常国会で改正をし、一日も早く安全確保という観点から、かなりタイ  
トな1年というスケジュールで施行しました。その間、私どももいろいろと努力をしたわ  
けでございますが、結果として、現場への情報の周知は不徹底であり、加えて相当設計側、  
審査側にもいろいろな誤解があつて、ご案内のようにこの6月20日の施行以来、7、8、  
9月と大幅な住宅着工なり建築着工の落ち込みが出ております。具体的には、7月、9月  
のQEでGDPマイナス0.3%に至るような落ち込みが見えました。幸い、いろいろな努  
力をした結果、10月には住宅着工も反転しました。また、ちょっとご説明しますが、着  
工の先行指標でございますところの確認の件数、こういったものも回復してございま  
すので、今後は回復に至るのではないかと考えておりますが、いずれにしても、引き続きこの  
改正建築基準法の施行の円滑化に向けて、さらなる努力をしなければならないというふう  
に思っておりますし、今、資料のご案内にもございましたように、こういった落ち込みを  
受けて、裾野の広い建築関連の中小企業の資金繰り等の大きな問題を抱えてございま  
すので、それにつきましても関係省庁一体となってしっかりとしていかななくてはならないとこ  
う思っております。

きょうの2番目のテーマでございます建築士制度の見直しでございますが、これは、建

築士制度の小委員会、あるいは、業務報酬基準・工事監理の小委員会、こういった場を設けてありまして、きょうお集まりの委員の先生方にかなり稠密な議論を重ねていただきました。本日は、2つの小委員会の取りまとめにつきまして、この部会として十分ご審議を賜って、最終的な取りまとめをお願いする部会でございますが、きょうの議論、あるいはきょうの結論のみならず、2つの小委員会で、いろいろな場でご指摘を賜ったいろいろな議論、そういったプロセスを今後しっかりと制度設計に反映して、具体的な政令、省令等でございますが、そういったものに反映して、これが国民の期待にこたえられるような制度改革につなげていきたいと思っております。

今、お話ししましたように、改正建築基準法が施行されました。これは大きな混乱を結果として招きました。この後、建築士制度の改革、これもまた大きな改革でございますし、ハンドリングを間違えると、改正建築基準法の施行の混乱と同じような混乱を招きかねない要素を持ってございます。この後、この通常国会で成立しました特定瑕疵担保法、これもまた非常に大きな改革でございますし、具体的には、保険・供託等の手段で瑕疵担保の資金確保をできないと住宅の請負とか住宅の供給ができなくなります。そういった意味でも非常に大きな改革でございます。これにつきましては、今回の改正建築基準法施行の経験をしっかり踏まえまして、その結果を真摯に受けとめて、我々は一生懸命関係団体とも連絡調整をさせていただきながら、こういう混乱が2つの法律の施行で起きないようにしっかり頑張ってまいる所存でございますので、引き続きご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。

**【事務局】** それでは、これより議事を進めてまいりたいと思います。議事運営につきましては、村上部会長、よろしく願いいたします。

**【部会長】** 本日は、委員の皆様には、年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

ただいまから社会資本整備審議会建築分科会第13回基本制度部会を開会いたします。

議事に沿って進めたいと思います。まず最初に、「改正建築基準法の施行状況について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 建築指導課長でございます。座って説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1、横長のカラーの資料をごらんください。

構造計算書偽装問題で明らかになった課題とそれへの対応につきまして、3本の法律を措置しておりますが、その全体像を俯瞰できる資料でございます。

左側に課題がございまして、真ん中が第1弾の建築基準法等の一部改正でございます。ことしの6月20日に施行されておりますが、その一番上に書いてございます建築確認検査の厳格化、これがきょうの議事の1番目でございます。

それから、右側に参りまして、2番目、建築士法等の一部改正でございます。その一番上、小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略の見直しでございますけれども、これは、一建設あるいはアーネストワンといった建て売り事業者における戸建住宅の壁量計算の問題でございました。審査省略の裏側で建築士が壁量計算をしっかりとやっていなかったということがございましたので、その審査省略制度について見直すというものでございますが、赤でその施行時期について書いてございます。今後、設計者等向け講習会を実施いたします。一定の周知期間を置き、設計者等が内容を十分に習熟した後に施行予定でございます。ちまたで来年の12月ごろに施行されるというお話があると聞いていますけれども、それは誤りでございまして、十分な周知状況を見た上で施行してまいります。

それから、その下が建築士法関係でございますが、建築士の資質・能力の向上、これにつきましては、来年11月末、12月ごろと申し上げておりましたが、現在、11月末施行の予定でございます。それから、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化、これはさらにその後、6カ月後の平成21年5月末施行予定でございます。こうしたことがらぎょうの議事の2番目でございます。

それから、一番下が第3の住宅瑕疵担保法でございます。

資料1の説明は以上でございます。

それでは、資料2で改正建築基準法の施行状況をご説明いたします。めくっていただきまして、これは6月20日施行の基準法の改正のポイントをまとめたページでございます。

5点ございまして、1点目が、構造計算適合性判定制度の導入でありまして、いわゆるピアチェック、あるいはダブルチェックと呼んでおりますけれども、従来の主事等の建築確認審査に加えて、高度な構造計算を行う建築物、いわゆるルート2以上の構造計算を行う建築物につきましてダブルチェックを行うというものでございます。

②が確認審査期間の延長でございます。こうしたダブルチェックの導入等もございまして、21日間を35日間、プログラムを使わない場合には最大70日間ということでございます。

3点目が、確認審査等に関する指針を制定いたしました。これは、行政庁あるいは指定確認検査機関ごとにその審査方法がばらついていたものを、指針を告示で出しまして、統

一したものでございますが、ずさんな設計図書がそのころかなり横行していたと、それを審査の段階で補正をして確認をおろすという慣行が幅広くあったわけですが、今回、それを厳しくするというので、軽微な不備を除き補正を認めないことといたしました。もちろんヒューマンエラーはあるわけですから、そうしたものについては適宜補正を認めているところでございます。関連しまして、申請図書の種類の充実、また記載事項の充実を図ってございます。

それから、4点目、3階建て以上の共同住宅について中間検査を義務づけいたしました。

5点目の構造基準の見直しでございますけれども、一連の偽装案件等を調べてみますと、構造設計者がかなり恣意的な計算を行っているということがございまして、構造基準の見直しを行い、計算方法、条件設定の方法等を明確化いたしました。

2ページ目に参ります。

6月20日以降の住宅着工、建築確認、これは確認がおりたもの、申請の動向を月別に見たものでございますけれども、6月、下のグラフを見ていただければおわかりいただけますけれども、住宅着工につきましては6月に駆け込み着工があったわけですが、7月、8月、9月と減少いたしました。かなりマインド面も含めまして申請が出てこない時期とか、また、審査が非常に慎重になり過ぎて滞ってしまったとか、また、構造基準の見直しになかなか対応できなかったといった面が見られたわけでありまして、10月になりまして反転いたしまして、9月が底であったというふうに私どもは見ているところでございます。

戸建と共同住宅を分けて見てみますと、戸建住宅については、10月時点でほぼ改正法施行以前に、その水準まで、同程度の水準まで戻ったというところでございます。ただし、共同住宅については、伸びてきてはいるもののまだまだ水準的に不十分ということでございます。

3ページをお願いいたします。

(2)は確認件数。おりた件数でございます。確認件数につきましては、10月、9月と比較して、全体として増加していると。4号建築物、いわゆる木造戸建程度の小規模建築物でありますけれども、これは、施行前と同程度まで回復していると。1～3号建築物、構造計算が必要な1～3号建築物も増加傾向にありますが、まだ低い水準で、ただし、適合性判定、ダブルチェックの合格件数が、これは、グラフでは○印で示しておりますけれども、10月になってぐっと上がってきているという状況でございます。

その下、(3)ですけれども、確認申請の件数であります。これが一番の先行指標でありますけれども、ほぼ確認と同様の傾向でありますけれども、構造適判、丸印であります、10月に1,728件申請が上がってきていまして、いよいよ構造計算適合性判定が本格化してきていると、そういう状況でございます。

4ページ、それから5ページは、これは都道府県別に比率、対前年同月比を棒グラフで見ましたものでございます。省略させていただきます。

6ページをごらんください。

いろいろ情報提供が不十分であったとか、また、運用面でもっと工夫すべきところがあったという点を踏まえまして、6月20日以降、各般の対策を打ってきているものでございますが、ポイントとなるものをご説明いたします。

まず、6月20日のところの上から3つ目の○ですけれども、財団法人建築行政情報センター、情報発信基地ですけれども、そのホームページにおい各種情報をワンストップサービスをしております。代表的なものがQ&A集でありまして、実務者から寄せられた質問に対して毎週アップをしているということです。それから、各種マニュアルの掲載をしております。

9月7日の追加対策でありますけれども、電話相談窓口を開設して、直接実務者と電話でやりとりをやっております。それから、関係団体等ということで、建築主側、設計・施工側、確認審査側、この3つの関係者に対しまして、まず本省説明会を開催し、地域ブロックごとに整備局単位で説明会を開催いたしました。

9月28日でございますが、第3弾の追加対策といたしまして、さらにきめ細かく地域に入っていく、都道府県ごとに情報提供ということで、都道府県ごとの説明会、それから、都道府県における相談窓口の設置、さらに、その下ですが、アドバイザーを養成、登録いたしまして、小さな地域研修会であっても派遣要請があったらそこに派遣して説明をするといった取り組みを行っております。

それから、10月9日の追加対策発表でございますけれども、ここでは、2つ目の○ですけれども、政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付を中小企業庁のほうでやっていただいております。非常に幅広い産業界でございますので、各種の専門事業者とか、資材関係の方々とか、幅広くカバーしていただいているところです。

10月30日の追加対策でございますが、実務者向けのリーフレットを30万部つくりました。きょうの参考資料でお手元に配っているものでございます。

それから、3つ目の○で、建築確認手続に関する運用面の改善・明確化ということで、11月14日に建築基準法施行規則の一部見直しを行いました。省令改正でございます。大臣認定書の写しの添付について合理化する、軽微な変更に関する取り扱いについて合理化・明確化するといった措置でございます。

11月27日には、セーフティネット保証ということで、対象業種を中小企業庁のほうで追加していただいているところでございます。

それから、12月7日にさらに追加対策を発表してございます。この段階では、やはり構造の設計に困難を来している技術者が多いということがだんだん集約化されてきておりまして、建築確認申請支援センターを設置するということが、JSCAの協力を得て、各県にRC造、S造の構造計算を個別の申請ごとに面談でアドバイスをしていただく取り組み、それから、事務所協会のほうから応援をいただきまして、木造の3階建て、混構造につきまして同じように個別面談でサポートしていただくセンターを設置することにしております。

それから、3つ目の○ですけれども、構造計算適合性判定機関の業務の効率化、適判員の養成講習会の追加実施ということで、これまで原則2人で見ていた適合性判定について、実績を踏まえまして、単純な構造形式、ルート2でございまして、ルート2については、1人でも判定していいといった基準を明確化する等の措置をとっておりますし、判定員養成につきましては、2月18日に追加して実施するということになってございます。

そして、最後の○でございまして、中小企業の資金繰り対策、関係業界に対する説明会を関係省庁の協力も得て、今後全都道府県で実施してまいります。こうした取り組みにつきまして、昨週、内閣官房に音頭を取っていただきまして、関係省庁連絡会議を設置したところでございます。関係省庁と連携をして、協力を得ながら国土交通省として引き続き対策の強化・継続を図ってまいります。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの課長の説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。どうぞ、〇〇委員。

**【〇〇委員】** この2年間、大変な状況の中でこういった努力を払われていることに敬意を表したいと思います。

今、ご説明の対策が効果を上げつつあること、大変いいことだと思います。実際に確認申請をしている実務者の声等々も私のところに入ってまいります。1つご参考にしてい

ただけたらと思うんですが、こういった改正が行われる前は、ある意味では、確認申請に当たる方々の中には、法律で求められたチェックをする義務を余り責任感がないという意味での、当事者意識しかないことがあり、それが今回こういった事態を生んだ遠因の1つだったと思いますけれども、逆に、この6月の施行以降、逆にはしの上げおろしまですべて規定されているがために、何をどうしたらいいかわからない、そういう意味で、また当事者意識と責任感を失いかけているやに聞いておりますので、こういった対策をする中で、固定の対策がございませけれども、やはり確認をされている方々の、技術者の方々には、その方々に当事者意識と責任意識を持って、ご自分で責任を持って判断いただける環境をぜひいろいろな場で周知いただけたらというように思います。

【部会長】       どうぞ。

【事務局】       6月20日施行当初は、ご指摘がありましたように、設計者のほうも審査者のほうも本当に過敏になってしましまして、非常に重箱の隅をつつくとよく言われましたけれども、その図書の形式がそろっているかどうかということに神経を集中してしまっていて、いわゆる法令の技術基準に合っているかどうかという、そこをチェックするのが本質であるというところを、ややもすると見失いがちだったと思います。そこは、これまで情報提供等の努力で、基本的にはもう当初の誤解のようなものはなくなったと思っております。ご指摘のように、本質を見据えて判断をするということを現場のほうできちんできるように、協議会等の場を通じまして、それを徹底していきたいというふうに思っております。

【部会長】       ほかにございませんでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】      今、〇〇先生からもありましたけれども、非常にご努力されたことには大変感謝しておりますが、実際にこういう状態に対して、やはり当面の対策が必要だと思っておりますが、それを将来どうするかというためにも、実は、ご提案もさせていただいたんですが、やはり実態のデータをどう把握するかということはぜひ今後続けていただきたいと思っております。

具体的な実態の把握がやはり大事だというふうに思っておりまして、実際には、やはりその中で適判の制度と運用の問題が出てくるでしょうし、それと、確認申請の対応する構造設計者は当事者意識をもってという先生のお話もございましたけれども、その大部分はやっぱり良識ある構造設計者というのがベースであるという実情をまず考えていただいて、その大部分の良識ある構造設計者が作成した図書に対してはかなり素早く処理できる可能

性がある全体の時間も少なくすることができるんじゃないかと、このように思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 ご指摘のとおりでございます。具体的な実態データを把握するというところで、特に新しく導入された構造計算適合性判定の審査状況のデータ等、重要とっております。

日本建築行政会議、J C B Oという審査側の団体がございますけれども、そこに新たに構造計算適合性判定部会というものも立ち上げて、お互いの情報交換を行っているところでございますけれども、国交省として主体的に、そうしたJ C B Oのご協力も得ながら、実際に審査としてどんなことがやられているのか、どんなそれぞれ審査時間がかかっているのか、確認の段階でどれだけかかっているのか、適判の段階でどのくらいのやりとりをやって、どのくらいの時間がかかっているのか、そんなことを具体的に把握しながら問題点、それを改善していく努力を積み重ねていきたいと思っております。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇でございますが、今、適判に必要な案件の事前協議から確認許可まで平均して80日かかっております。法施行から、6月20日から約半年たったわけですし、来年1月、2月、3月、各企業とも受注額ということは着工、それから決算、すなわち竣工を迎えるわけですが、これが今の状態が続きますと、各企業とも受注額が下がってしまう、あるいは竣工できないという状況が出てきますので、ぜひ今打たれている手をさらに強化していただいて、各企業が安心して経営ができる状況にぜひ努力いただきたいというふうに思います。

【事務局】 B C Sのほうには、会員企業に対して、非常に細かなデータ収集をやっていただいている、今、80日というお話がありましたけれども、大変参考にさせていただいております。少しずつこの80日もだんだん短くなってきているんじゃないかというお話もいただいているんですけれども、さらに改善を、適判中心に改善を図っていつ、この80日をもっともっと短くなるように頑張ってもらいます。

【部会長】 では、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 建築の設計と監理を業としている建築士事務所の全国組織の〇〇の〇〇です。国交省さんのほうでは、今回の円滑化に向けていろいろご尽力されておりますが、適判がかなり回復しておるとはいつても、7月、8月、9月の減少した分は、今後、さらにそれを取り返すということが必要になってまいりますので、適判の進め方について、さ

らに一層の簡略化とかそういう方向をお願いしたいと。ルート2に関しては1人の判定員でよいということにはなったわけですが、適判の対象範囲であるとか、簡単な建物に関してはチェック項目を減らすとか、そういうこともさらに検討をお願いできればと思います。

それから、計画変更に関して、それから認定書について、制度の見直しをされたわけですが、特に認定書については、審査側に認定書を備える義務を課してないものから、やはりまだまだ要求されるケースが多いということで、その辺も審査側に対する指導、それから、計画変更については、構造上安全性に影響のない部分に関しては軽微な変更ということでもいいということなんですけれども、それも判断がなかなか現場では徹底されてないようですので、やはり現場の審査側に対して、国交省さんのいろいろな新しい制度運用に関する指導をより一層徹底していただきたいと思います。

以上です。

**【事務局】** 適判については、先ほどお答えしております。

認定書につきまして、例えば耐火防火便覧を各審査機関が整備をして、そこに載っているものについては要らないよといったことも、これは始めておりますけれども、さらに徹底する。そして、そのデータベースのようなものも整備をしております。すぐにといいわけにはいかないんですけれども、そうしたことを通じて抜本的に認定書の問題については解決していきたいと思っております。

それから、計画変更でございますが、今、計画変更が、うまく円滑に進めるための事例集づくりに取り組んでいるところでございまして、先ほどの省令改正の内容とか、また、当初の建築確認の段階にある程度の幅を持って、この範囲だったら安全だよということを確認を受けておけば、その範囲内であると手続が要らないという手法がございまして。そうしたことをミックスいたしまして事例集をつくって、わかりやすく実務者のほうに情報提供をしていきたい。また、それが審査者においても間違いなく運用されるように指導していきたいと、このように考えているところです。年内に事例集をつくる予定です。

**【部会長】** あと、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇丸委員ということで、あと後半にもまたたくさん議題がございまして、前半戦はこれで、質疑を、恐縮ですが、終了させていただきたいと思います。では、〇〇委員、簡単をお願いします。

**【〇〇委員】** 〇〇ですけれども、実際にその確認業務の中で、いろいろ国交省がご努力されて、いろいろさまざま運用上の点でさまざまな施策というか、方針をとられている

のはあれなんです、やはり民間の確認審査機関については、緩めると、あるいは緩和といってもなかなか、自分たちのやはり業務がまたそこで問題が起きるとその存在を失うというか、そういうこともあって、極めて今、かなり行政のほうの確認機関のほうに流れているというような状況もあります。そういうようなところも含めて、ぜひ、いわゆる民間の場合には経営という問題も十分に考えなければならないわけで、そこら辺のところについては、ぜひ目配りをしていただければというふうに思っています。

もう一つは、やはりこの運用だけで今回の、要するに確認申請の問題、あるいはこれからの計画変更、あるいは設計変更の問題について、今後、まだまだ問題点は出てくるのではないかというふうに思うわけで、その部分を運用だけで今後もずっと行けるかということ、かなり私は疑問に思っております。そういう点についても、ひとつ今後のやはり見通しをぜひ持っていただければと思っております。

**【事務局】** 民間の指定確認検査機関のビヘービアでございますけれども、確かに審査ミスがあったらば処分されてしまうということで、非常に引き締まっているわけでありまして、データ的に見ますと、特定行政庁と指定確認検査機関の処理件数が、落ち込みの状況が、民間のほうの方がより大きいというのは必ずしも出ておりません。地域地域といえますか、機関機関によってばらつきがあるといった状況でございます。いずれにしても、行き過ぎた審査ということに関しましては、私ども、苦情箱というのを建築行政情報センターのホームページ上に設けて、そして、必要に応じてアドバイスをするなど取り組んでいるところでございます。

それから、運用だけではずっと行けるかどうかというお話ですけれども、基本的に今回の制度については、必要な改正であったという認識でございます。運用改善については、その実態を見ながらやるべきものはどんどんやっていくということで、今後も続けてまいります。

**【部会長】** では、〇〇委員、お願いします。

**【〇〇委員】** 先ほどご説明いただきました円滑化を図るための取り組みは、非常に、おかげさまで、12月になって大分確認件数もふえ、引き続きこういった形でやっていただきたいと思います。ただ、まだ検査機関が適判機関によってもかなり差がありまして、2倍、3倍ぐらいの差が現実でございますので、早く平準化していただければというふうに思っております。

あとは、設計変更のところなんですけれども、こちらが、現場のほうで工事をとめなき

ゃならないケースとか、それから、あと販売が設計変更によって一時中止をしなきゃいけないとか、この辺の基準がまだ少し私どもがわかっていないところがありまして、この辺のところももう少しルール化を進めていただければというふうに考えております。

以上です。

**【事務局】** 設計変更の手続が要る要らないのその基準、判断基準でございますけれども、それについて、よく事例を収集しながら適切に情報提供を、審査側、それから、設計・施工側双方に情報提供をしていきたいと思っております。

**【部会長】** それでは、久保委員、お願いします。

**【部会長代理】** 皆さん方から確認側についてのいろいろ問題点を指摘されまして、皆さんのご指摘も私もごもつともだと思っております。特に軽微な設計変更に対する取り扱いが比較的簡便に柔軟に対応していただきたいと思います。

ただ、今回の問題について、私も幾つかの例を見せていただきましたけれども、これは、やっぱり設計者がちゃんとしたものを施主に提供するということに対して、やや力不足であった点もあったのではないかと思います。やはり、設計図書を人が読むという形でまず書かれていないというのが非常に多いということで、ぜひ今回の例を受けて、設計者が自分でこういうものをつくるんだということをはっきり意図のできる設計図書をつくるという形で、ぜひこの中で建築行にかかわっている皆さん方に努力をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、〇〇委員。

**【〇〇委員】** 新しい法改正の制度ですから若干混乱はやむを得ないと思いますが、あまりこれが長く続くようですと、そもそもこの改正でよかったのかという話になりますので、今対策を練っていらっしゃると思いますが、早急にさらにもお願いしたいと思います。

そこで、その構造計算適合性判定制度の期間ですが、今は80日というお話がございましたが、現実に判定機関が本当に不足をして困っているという状況なのかということについて検討がさらに必要だと思います。それからもう1点は、先ほどからございますように、補正の関係とか、計画変更の関係の問題です。これは、おそらく従来は審査側と設計者側、建築主側との間で、いわばあうんの呼吸で、若干サービスの面も含めてうまくやってきた知恵のようなものがあつたと思うのですけれども、やはり手続的な観点からすると、な

かなか必ずしも慣行としてよくない面もあるということで今回の改正になったと思いますので、慣れるまではおそらく大変かと思いますが、軽微なもの、どの程度まで補正が認められるかとか、あるいはその変更のやり方、今までのものが変わるわけですから、当初は細かいQ&Aで対処をせざるを得ないと思います。ある程度の混乱はやむを得ないと思いますが、ぜひその解消に向けてご努力をお願いしたいと思います。

**【事務局】** 先ほど、岡本委員のほうから期間が80日とご指摘がありましたけれども、これは構造計算適合性判定だけではなくて、確認全体でございまして、今は、さらにその事前相談、事前審査という形で、丁寧に本受け付けの前に相談に応じております。そこも含めて、事前相談期間、それから確認の審査をやって、適合性判定をやって、最後に確認に戻っておりますと、このトータルが80日間ということでございます。そして、その適合性判定にどのくらい今かかっているかなんですけれども、アンケート調査をしましたら約1カ月ぐらい、30日ぐらい適合性判定にかかっているという状況であります。

判定員の不足があるのかということなんですけれども、まだマクロな量的には不足事態には至っていないんです。したがって、判定のその審査の効率化、これは判定員のスケジュール、マネジメントのあり方も含めて、まだまだできるものがあると思いますので、それにしっかりと取り組んでいくと。さらに、判定申請がどんどんこれから伸びてまいりますので、それに向けて判定員の増加ということは、これは必要不可欠とっておりますので、来年の2月に追加講習をやるということでございます。

計画変更につきましては、先ほど来の指摘ですので、引き続きやってまいります。

**【部会長】** それでは、委員の皆さん、まだご発言はあるかと思っておりますけれども、きょうは、27名という大変大勢の委員にご出席をいただいております、全員のご発言、後半戦を含めてご発言をお願いしたいと思いますけれども、今、いろいろありがとうございました。これだけ大きな建築基準法の改正に向けた、適正化に向けた改編でございますから、いろいろフリクションはあるかと思っております。早く通常の状態に戻るよう祈っている次第でございまして、委員の皆様の直接間接のご支援をお願いする次第でございます。

それでは、2つ目の議題に移らせていただきます。

前回の3月のこの基本制度部会におきまして、小委員会を2つ立ち上げました。1つが建築士制度小委員会、もう一つが業務報酬基準・工事監理小委員会でございます。その前半のほうを私が委員長、後半は久保先生に委員長をお願いしていただいております。その中で建築士試験の受験資格とか、あるいは定期講習とか、構造設計一級建築士とか設備設

計一級建築士の講習の話とか、いろいろ検討をしました。それから、業務報酬基準のあり方とか。きょうはその報告をいただきまして、基本部会としての取りまとめを行いたいと思います。

きょうの議事次第にもございますように、3つございます。1つが最初の建築士制度小委員会の取りまとめ、2つ目が業務報酬基準・工事監理小委員会の取りまとめ、3つ目が一級建築士試験内容の見直し、これは全部相互に関連しているわけでございます。

最初に、小委員長を務めました私と久保先生が審議経過等について簡単に説明をさせていただきます。それから、事務局から一括してこの大変複雑に絡んだ内容をご説明いただくと、そういうふうに進めたいと思います。

まず、私どもの建築士制度小委員会の取りまとめでございます。

ここでは、大きく分けまして、建築士試験の受験資格を含めたあり方と、もう一つは建築士の講習制度と、この2つの大きな議題に関して、4月から約6回にわたって審議を重ねてまいりました。資料4の15ページ、16ページをごらんください。資料4の15ページに委員リスト、16ページのほうに審議経過が記載されております。

その検討に当たりましては、まず最初に受験資格でございます。学歴要件と。これは、大学の教育と非常に関連するところございまして、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の基準はどういうものかと。これは、今までのような学科の指定というものを少し大きく変更したものですから、こういったことについて検討しまして、大学等におけるおのおのの科目が基準に該当するかどうか、あるいはその確認をどうするかと、そういったことを検討しましたし、さらには、受験時におのおのの受験生が基準に該当した科目を履修しているかどうかということ、これは後から水流課長のほうからご説明があるかと思えますけれども、今までは建築のそれぞれの学科にお願いしていた部分を科目指定にするものですから、少しそういう新たな確認作業が入ってくると、そういうことでございます。

それから、受験資格の見直しと、これは実務要件でございます。これは、建築士には、本来、設計・工事監理に必要な能力を得ることということが期待されており、それが必要とされております。ということで、どういう実務要件を認めるかということでございまして、これは大学院の教育を含めて非常に熱心な審議がございました。それから、その実務要件をだれがどうやって確認するかというような問題でございます。

それから、もう一つは、講習とか修了の考査でございまして、これは建築士の資質・能力の向上、これを定期講習をやると、そういったことを、その講習の水準をどうやって適

切に確保するか、あるいは、その構造とか設備の、構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士と、あるいは管理建築士の講習、こういったものを、これも建築士の試験とさらに別途やらなきゃいけない部分がございます、そのあり方をどうするかというようなことを専門的な立場から議論をさせていただきました。

今回、今後、建築士試験あるいは講習の実施等に当たりまして、制度改正の内容について国交省にお願いしたいことは、十分にその関係者に周知していただいて、運用に関しまして実情を踏まえた柔軟な対応をとっていただきまして、新たな制度が円滑にスタートすると、そういうふうをお願いしたいと考えております。

それでは、久保先生、業務報酬のほうの説明を簡単にお願いします。

**【部会長代理】** 今、委員長のほうからありましたように、業務報酬基準・工事監理小委員会、私が小委員長を務めさせていただいて、工事監理業務の適正化、一体工事監理業務とは何かということ、それから、これは参考資料に、後ろにつけてございますが、昭和54年ですかね、その年代における建設省告示と出た業務報酬基準、告示1206号がまだ、一体どういうものであるか、これの見直し。それと、3つ目のテーマといたしまして、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実ということ、この3点を検討項目といたしまして、この4月以降、この12月、第6回目が12月12日に開催でございます。6回にわたって議論を行いました。

この小委員会のメンバーは、資料5に、後でご紹介いただくとと思いますが、あると思います。それから、開催状況もその後ろにつけてございます。5回までは国交省のホームページに議事概要が公開されております。

今申しました3つの点でございます。工事監理の適正化に関して、これがかなり小委員会の中でも議論をしたところでございまして、一体工事監理業務の課題とは何か、まず一体工事監理業務というのは一体どういうものであるかと、これを広い意味から、広義の意味、それから狭義の意味という形で随分議論をいたしました。その議論の結果を受けて、工事監理業務が適正化されるためには、その業務報酬基準の見直しは一体どういうものが必要であるかといったこと、そのための措置といったことについてでございます。

それから、2番目は、今申しましたように、この参考資料6にございますが、昭和54年、建設省告示1206号に定められる標準業務内容、それが一体今の建設工事实態とどういう対応関係にあるかといったこと。それから、直接人件費等の略算法規に対して一体どういいう見直しを行うべきかということ。それから、今申し上げた告示の見直しに際して、

こういった内容の実態調査を行うかと、これについても後で事務局のほうから実態調査の方向についてご報告をいただけたと思います。

それから、3つ目の点が、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険に関してということでございます。

この3つの点について、各委員からそれぞれのお立場から議論をいただきまして取りまとめを行いました。今回これで小委員会から基本制度部会にご報告申し上げて、今後、業務報酬の実態調査を踏まえた報酬基準の見直し、それから工事監理のガイドラインの策定等の具体的な策定ということを予定しております。その際には、今回、これからご報告申し上げる取りまとめで示しました方向性を踏まえまして検討していただくとともに、これは、オーナーであります建築主に対しても見直し後の業務報酬基準をぜひ尊重していただいて、その業務の内容に合った報酬の適正化が図れることを私ども小委員会のメンバーは期待しているところでございます。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。

それでは、事務局、ご説明をお願いします。

**【事務局】** お手元の資料3、1枚紙、カラーのものでございますが、これをごらんください。「建築士制度の見直しの全体像」を記したものでございます。

上から時系列的になっておるんですが、①学歴要件、一級建築士になるための学歴要件ということで、これまでは学科で規定していたものを指定科目ということで、科目主義と申しますか、科目で規定してまいります、それをバランスよく履修するというのがポイントでございます。

それから、学歴から入っていくルートのほかに、その右隣、②専門能力を有する者ということで、これは二級建築士が代表でありますけれども、ここから一級に上がっていくルートがございますが、建築設備士について、二級建築士と同等認定をして、設備士のほうから一級建築士に上がっていくルートを新たに設けるというのがポイントでございます。こういたしますと、建築設備士も4年の実務で一級を受けられるということになるわけでございます。

③の実務経験要件ですけれども、今は、建築に関する幅広い実務について認めておりますけれども、新制度では、設計・工事監理のほかに一定の施工管理等その実務経験をある程度絞り込むという方向でございます。

そして、④の一級建築士試験であります。これは中央建築士審査会のほうで議論をいただいております。科目をふやししながら、環境・設備、科目を新設しながら充実を図っていくという方向でございます。

それから、1級になった後でありますけれども、定期講習の制度を導入いたします。建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとに1日の講習を受けることを義務づけるということで、この講習の内容について議論をいただいたところです。

それから、その左下でありますけれども、一級として構造設計の実務を5年以上やると、構造設計一級建築士、また設備については設備設計一級建築士という制度ができますけれども、そのなるためのその講習について、3日ないし4日の講習を、講義、修了考査で構成するという、そういうご議論をいただきました。

また、構造／設備一級になった後、これもまた構造／設備一級の定期講習が導入されます。3年ごと、1日の講習。

それから、右隣で⑧ですけれども、事務所を管理する建築士、管理建築士になるために講習制度を導入いたします。これは、建築士として3年以上の設計等の実務に従事した後、この講習を受けてということではありますが、そのあり方についてご審議いただきました。

その下でありますけれども、告示1206号の見直しと工事監理業務の充実について小委員会でご議論いただいたところです。

このペーパーを横に置いていただきながら、以下、資料4をご説明したいと思います。資料4をごらんください。

まず、「建築士制度小委員会とりまとめ」でございますが、「はじめに」ということで、この資料の説明は、どうしても時間の関係上ポイントポイントの説明になってしまいますけれども、ご容赦ください。

「はじめに」の箇所でございますけれども、ここでは、小委員会設置の目的でありますとか、主な検討事項、またその検討経過、6回にわたる議論といったことを記してございます。ページの一番最後、下から3行目、なお書きのところですが、「建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある」とご指摘いただいております。

2ページ目をお願いいたします。

最初の検討項目、「建築士試験の受験資格の見直しについて」でございます。

まず1点目、「学歴要件の見直し」、建築に関する指定科目をどう設定するかというテーマでございます。

1)「基本的考え方」として、2点指摘をしておりますけれども、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるものとして科目設定をすべきと。それから、2つ目ですけれども、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態、自由度の高いというその建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要があるという指摘でございます。

2)「建築に関する指定科目」でございますけれども、一定の自由度を確保しつつ必要不可欠な項目を必ず履修させる。バランスよく必要単位を取得するよにということで、別添の資料1、2でございますが、11ページをごらんください。

ここで、「大臣の指定する建築に関する科目(案)」ということで具体的なものを掲げております。左に分類、その他も含めまして全部で10分類でございます。この分類は、現在の学校認定制度の分類でありますとか、建築士の学科試験の科目構成ですとか、そうしたものを参考に分類設定をしておるわけです。こうした分類に基づきまして、標準的な科目の例を掲げておりますけれども、こうした科目がバランスよく必要単位数を取得してもらおうとか、また一番下に合計で書いておりますけれども、トータルの合計単位数を、所要のものを取得してもらおうといった形で決めてまいります。

次のページに具体的な単位のイメージということで、指定科目の必要単位数について12ページに掲げております。左側の一級建築士についてご説明いたしますけれども、今、申し上げましたその他も含めて10の分類でありますけれども、それぞれについて、例えば建築設計製図ですと7単位以上取得をすることといったような規定であります。こちら辺の単位数のバランスにつきましては、アンケート調査を行いまして、そこからこのような配分が妥当であるというものを導き出しております。なお、こうしたそれぞれの分野ごとの必要単位数と、この表の合計最低単位数と書いてありますが、4年生大学で60単位程度、これぐらいは確保してほしいということで、2つ分野ごとと総単位数ということで縛っていくと、自由度を持たせて、その必要なものは最低限押さえていくというやり方があります。この60単位程度ということですが、これは、大学設置基準で124単位と4年生大学は定められておりますが、その半分程度ということで、これは、現在の学校認定においてもこの程度の単位数にしておって、それを個別分野についての合計の30単位は、およそ半分ぐらいでということで置いているものでございます。

戻っていただきまして、3ページをごらんください。

ちょっと先を急ぎますけれども、3ページの4)「指定科目の確認の方法」でございます。大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうか確認する必要がありますが、国土交通省、それから指定試験機関の建築技術教育普及センターが事前にシラバスを取り寄せて、そしてチェックして、大学にその確認結果を通知するとともにホームページに掲載して、学生等の便宜に寄与するといったことでございます。

それから、さらに個々の受験者がちゃんと基準該当科目を履修しているかどうか、これをチェックする必要がありますが、これについては、大学等が各受験者に関しまして、指定科目履修の証明書を発行する方向で検討すべきという指摘でございます。

次に、2番目、「実務経験要件について」でございます。

1)「基本的な考え方」、これは、まず実務経験としては、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識、能力がその業務の中で獲得できる実務経験とすべき、これが基本でございます。具体的にはということで、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべき」と、これが基本的考え方でございます。

そこで、4ページをごらんください。

4ページで、設計・工事監理そのものと同等に評価できるものとして、3行目ですが、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」、これを認めるべきであると。周辺業務としてこれを認めるべきであると。それを別添資料3でございますが、13ページにまとめてございます。13ページをごらんください。

「実務経験要件の新旧対照表(案)」でございます。左側に、現在、幅広く認めている実務経験の様子を一覧にしておりますが、右側の変更(案)では、例えば、型枠工事、鉄筋工事等の施工管理といった各部工事関係の部分の施工管理については、これは実務経験としては認められないのではないか。建築材料・部品関係についても施工管理は認められないのではないかということとか、それから、3つ目の箱の③ですけれども、建築工事契約に関する事務とか、調査、鑑定、手続代理、こうしたものはだめだと。また、営業関連、今は認めておりますけれども、これは認められないのではないか。

それから、4つ目で、官公庁の建築行政・営繕について見ておりますが、建築行政一般

は、これは認められない。もちろん建築確認とか建築営繕といった図面にかかわるものはいいという考え方でございます。

それから、最後の5番目で、大学院の問題でありますけれども、通常の大学院研究というのはだめだろうが、ただしであります、設計・工事監理に関する業務について、実務訓練と同等となる内容を充足している大学院教育、これはいいだろうと。このようなまとめでございます。

戻っていただきまして、4ページ、再度お願いいたします。

3)「実務経験の確認の方法」ですけれども、これは、現在、対面審査を実施しておりますが、これを維持しながら、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、より実務経験審査の精度を向上させるべきという指摘でございます。

続きまして、3つ目のテーマで、「専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて」でございます。

これにつきましては、一番下の行ですが、「専門能力を有する技術者として、建築士法上位置づけられている——5ページに参ります——建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである」と。建築設備士については、その試験の中で建築一般についてもチェックされておりますし、非常に高い設備設計の能力を持っているということで、2級同等と。こうしますと、設備設計一級になる道が建築設備士に開ける、開かれていくということで、非常にポイントになるご指摘でございます。

それから、大きなテーマの2つ目が、「講習制度について」であります。

今回、各般の講習制度が創設されますけれども、1番、その「講習の基本的枠組みについて」であります。

すべての講習について、講義と修了考査をあわせて実施すべき。それから、2点目といたしまして、厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等について詳細に規定すべきと指摘されております。

まず、2、「建築士の定期講習について」でございます。

事務所に所属し、業に携わる建築士については3年ごとの受講を義務づける定期講習がスタートいたします。もちろん任意に事務所に所属していない建築士が受講してもこれは構わない、むしろ奨励されるべき事柄でございます。

1)「講義・修了考査」でありますが、1日の講習、内訳として講義5時間程度、修了考査1時間程度でございます。

6ページに参ります。

その講義内容ですけれども、①建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等。②最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等、こうしたものを告示で明確化するということでもあります。修了考査は、1時間程度の○×方式で実施すると。4つ目のぼつに、修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等とあわせて1時間で実施可能な出題数に設定するべく検討するというご指摘でございます。この問題数をめぐってかなり議論があったわけですけれども、適切に設定するというので、そのご検討を指示いただいたというところでございます。

2)で、「登録講習機関の実施体制等」でありますけれども、建築士を含む合議制の機関、作成委員会を設置して行う。それから、ここでの3つ目の○ですけれども、講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表するというご指摘であります。

3つ目、「構造／設備設計一級建築士講習について」でございます。

1)「講義・修了考査」でありますが、これは非常に高度な専門の資格でありますので、3日ないし4日程度の講習、講義が2日ないし3日、修了考査は1日程度で構成すると。

7ページに参ります。

7ページの4行目でございますが、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行う。設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関して全般的に講義を行う。その下、設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施。択一方式、記述方式、図面作成等により判定するということでございます。

飛ばしまして、真ん中、3)「実務経験審査」でございます。やはりこの実務経験審査が大変重要だというご指摘がございまして、建築士として5年間の実務につきまして、携わった建築物ごとにその内容を提出させて確認すべきだと。その際に、第三者証明ということで、原則として管理建築士が行うなど、あくまでも建築士による証明を求めることとすべきという指摘であります。

7ページの下4)「同等認定」でございます。これについては、8ページをごらんください。

ここで重要な指摘をいただいています、③、④、⑤でありますけれども、建築設備士とか構造計算適合性判定資格者、類似の資格者と関連を持たせて構造一級、設備一級の制度を運営すると、そうすることによって相乗効果を高めるような工夫をするということですが、別添資料の④ということで、14ページをごらんください。

14ページに「必要となる技術者の確保のための措置」ということで、まず、上が構造一級に関するものでありますけれども、左側、一級建築士がいると、下の矢印、構造設計一級建築士講習を、一級建築士としての5年の構造設計実務を経て講習を受けて構造一級になると、これが原則型でありますけれども、その上でございます。ピアチェックの資格者、構造計算適合性判定資格者について、これは、一定のピアチェックの実務経験と、職業倫理等の講義受講で構造一級になることを認めようと。要するに、技術面での講義とか修了考査は免除しましょうということであります。構造計算適合性判定資格者は、ピアチェック資格者は、その講習で技術面のチェックを受けているわけですから、このような措置をとろうと。さらに、構造一級のほうから、今後は、法適合確認とかピアチェックの補助等の実務経験を踏まえてピアチェック資格者を生んでいくという、そうした運営をすべきであるということでございます。

下の設備でありますけれども、設備について、原則型は、一級建築士から5年の実務を経て、講習を受けて設備一級になるというのが原則型でありますけれども、建築設備士の中で一級でもあるという方については、真ん中の矢印の上ですけれども、設備設計部分の講義・修了考査について免除をすると、これは建築設備士としてその能力があることはチェック済みということでございます。

さらに、その3つ目の矢印の部分ですけれども、建築設備士で一級を持っていないという方は、先ほど触れましたけれども、二級同等として受験資格を付与して、4年の実務で一級にチャレンジする道を開きます。晴れて一級に合格したときに、さらに設備一級になるために、そこから一級建築士として5年の実務を積んでもらうというのではなくて、ショートカットいたしまして、※のところですが、5年以上の設備設計に関する実務経験の受講を認めると。例えば、一級に合格した段階で、その建築設備士が既に5年以上の設備設計の実務を積んでいる場合には、もうそれで特急券といいますか、即設備設計一級の講習を受けるということを確認するというものでございます。

戻っていただきまして、8ページ、5)「みなし講習の活用など弾力的な取扱い」というところですが、みなし講習というのは、法施行前に行われる講習で、大臣が構造一

級とか設備一級の講習と相当するということで定めるものでございますけれども、このみなし講習を活用して必要な資格者を獲得していくということを検討すべきということになります。

それから、4の「構造／設備設計一級建築士講習について」、これについては省略させていただきます。

9ページに参ります。

5、「管理建築士講習について」でございます。

管理建築士になるために、3年の実務を経て講習を受けて管理建築士になるというものですが、これにつきましては、1日間の講習、講義5時間、修了考査1時間程度で構成し、修了考査は、1時間程度の〇×方式ということでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページの3)「実務経験審査」でありますけれども、この管理建築士講習における3年の実務の審査につきましても、原則として管理建築士が証明をする、あくまでも建築士による証明を求めることとすべきといった指摘をいただいているところでございます。

ちょっと急ぎましたが、建築士制度小委員会については以上でございます。

続きまして、資料5「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ」でございます。

これにつきましては、先にお手元の参考資料6「建設省告示第1206号」、これをごらんください。業務報酬基準でございます。よろしいでしょうか。

これは、昭和54年7月制定ということで、もう30年近くたった告示でございますが、これで業務報酬基準を定めているわけでありまして。

3ページをごらんください。

業務報酬基準のコアになる部分ですけれども、別表第1で建築物の用途類別を4種類定めまして、この類別ごとに、次、4ページ以降なんですけれども、4ページですが、標準業務として、設計とはどんなことをやるのかといったこと、基本設計とか、実施設計とか、さらには、工事監理等としてどんなことをやるのかといったことを定めてございます。

そして、12ページをごらんください。

そうした標準業務に対応して、標準業務人・日数をまとめてございます。例えば、先ほどの用途の第1類の設計については、工事金額5,000万円だと85人日というのが標準でございますというふうに定めているわけです。これに基づいてその技術者の単価を掛けて、そして報酬を積み上げていくという、こういうものでございます。

それでは、資料5を説明させていただきます。

「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ」、「はじめに」の1ページは、これは、小委員会設置の目的とか主な検討事項とか検討の経過をまとめておりますが、下から5行目、「今後、業務報酬の実態調査を踏まえた業務報酬基準の見直し、工事監理のガイドライン策定等具体的な施策の遂行にあたっては、今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、細部の検討を進めることを期待するとともに、建築主において、見直し後の業務報酬基準を尊重し、業務報酬算定の適正化が図られることを期待するものである」というご指摘であります。

2ページに参ります。

まず、「工事監理業務の適正化」でございます。

議論する前に、1、「工事監理の定義（規定）について」、どんな規定になっているかということを確認してございます。「工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」、そうしますと、設計図書とは何ぞやということになるわけで、その下に「設計図書とは、建築物の建築工事实施のために必要な図面（原寸図その他これに類するものを除く）及び仕様書（士法第2条第5項）」と定義されている。これをまず押さえております。

それから、2ページから3ページにかけて、業務報酬基準では、じゃあその標準業務としてどんなものを工事監理だと言っているのかということではありますが、3ページをごらんください。

先ほどの1206号における標準業務として、工事監理等として、この（1）工事監理と（2）工事の契約及び指導監督というのを定めておまして、その（1）の工事監理は、さらに①から④まで定められております。この③の工事の確認及び報告と④の工事監理業務完了の手續、これが本来の意味での工事監理、これは間違いのないわけですが、実は、①の設計意図を施工者に正確に伝えるための業務とか、②の施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務、この中には、かなり設計に分類すべき業務が混在しているという指摘がございまして、それをきれいに整理する必要があるだろうということがございます。

3ページの2の「工事監理業務の課題」でございますが、1）「工事監理段階で生じている課題」として、4ページをごらんください。

冒頭の「すなわち」のところではありますが、「建築士法に定める工事監理業務及びこれに

付随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が相当の業務量で混在する実態があるとのことである」と、次のページで詳細に記述していますので、以下飛ばしまして、真ん中のパラグラフで、「限られた」というところですけども、こうした混在の結果、工事監理等の業務報酬の中で、現実的に必要とされる施工段階で行われる設計業務が優先される結果、工事監理業務が業務報酬の中で残された部分として、実施可能な範囲でしか行われていないんじゃないかと。設計業務のしわ寄せで工事監理が十分になされていないんじゃないかという指摘であります。なお書きで、「こうした実態とは別に、そもそも建築主が工事監理業務の重要性・必要性を理解せず、十分な報酬を支払わないこと」、これも指摘されているところであります。

どうしてそういう設計混在、設計のしわ寄せが起こってしまうのかということ、次の、2)「原因として考えられる事項」で考察してございます。まず①として、先ほどの業務報酬基準の1206号の組み立て、構成がちょっとまずいのではないかといった問題意識でございます。次のページに進みますが、5ページ、その1206号の課題の次が②の設計実務上の課題ということで、設計実務の実態が問題だという、その考察でございまして、まず、そもそも設計図書、これは実施設計図書ですが、3つの求められる条件があるだろうと。1つが建築主の要求を満たすということ、2つ目が法適合性を確保するという、加えて、3つ目といたしまして、施工の実現性が求められると。

要は、その設計図書に盛られた情報に基づいてきちんと施工ができるという、そうしたことであります。こうした条件、3つの条件を満たした設計図書があれば、工事施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は工事と設計図書を照合することで工事監理業務を遂行することが可能となると。「しかしながら」、というところでございます。かなり設計が工事施工段階まで食い込んできているということなんですけれども、「この結果」というところではありますが、まず1点目として、「一部の仕上げ材料、設備機器等のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様等を確定させ、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細に設計内容を確定させる」、これは一定の合理性のある設計行為ということではありますが、次の②です。建築主の要求や法適合性は満足しているものの、施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書（実施設計図書）」があって、それを補うための設計行為が設計行為が工事施工段階で行われていると、これが2点目。

3点目として、これらに加えて、本来であれば追加業務として行うべき設計業務が工事

監理業務の中に混在しているという実態があると、こういう問題意識です。これを整理しなければいけないというわけです。

そこで、3の「工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性」でありますけれども、一番下の1) 1206号の見直し、標準業務内容の組み立てを見直すということでもありますけれども、ここでは、6ページの3つのぽつをごらんいただきたいんですけども、工事監理等につきまして、建築士法で定める工事監理の業務、狭義の工事監理の業務、これを明らかにし、さらに付随するその他業務として、工事の契約に関する事務と建築工事の指導監督、それを押さえた上で、工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務、これについては、工事監理等から切り出して設計業務のほうに位置づけるべきでありますということでもあります。

その次の○で、あわせて「設計に関する業務」の標準業務についても当然見直していくべきで、建築主の要求、法適合性のみならず施工の実現性も満たした実施設計図書を作成することとして、適切に標準業務を設定していくということをございます。

それから、6ページの2)の、同じ1206号の見直しで、今度は標準業務量でありますけれども、工事監理として一体どのくらいの業務量を規定していくべきかということなんですけれども、別添の参考資料の1ということで、後ろの11ページをごらんください。実は、工事監理というのが個別具体的にどんな業務をやることかというのが必ずしも共有されていない、情報共有されていないということがございます。工事監理というのは、具体的にいうとこうしたことをやるんだということをここでは記しているわけですが、こうした業務をやるということを前提にして、じゃあ工事監理には一体どれだけのマンパワー、日数が要るのか、時間が要るのかといったことを標準業務量として定めていくべきであるというのが6ページの2)です。

そして、6ページの3)で、工事監理のマニュアル(ガイドライン)を策定すべきと、これも今、11ページの別添資料ですが、こうした詳細な工事監理の具体的な内容、照合方法の詳細等についてマニュアルをつくって参考とすべきであるということでもあります。

それから、4)は、建築基準法の世界では、中間検査・完了検査において、工事監理の状況報告というものを求めておりますけれども、そこでも工事監理の記載内容を充実させるべきと、こうした方法をとって工事監理業務の適正化、充実化を図っていくべきということでもあります。

7ページをごらんください。

「業務報酬基準1206号の見直しについて」、もう既にかなり1206号に話が及んでおりますけれども、その見直しについてであります。ここで、問題意識として社会資本整備審議会答申で2点指摘されているんですけれども、真ん中あたりの①で、「特に下請けとなっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じてきている」と。この問題意識からは、業務報酬基準を構造や設備に切り分けて、分けて定めるべきだという指摘が出てまいります。②の、②というか、真ん中ですね。「標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとなっていないこと等から、業務実態に合わなくなっている」、こうした問題意識のもとに見直しをするということです。

1番の「基本的な考え方について」で、実効性を高めないとだめだよというご指摘で、そのためには、建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすることを基本とすると。

それから、見直しの具体的な内容で、8ページをごらんください。

ちょっと技術的なことを書いておりますけれども、今、告示1206号で標準業務内容というもの定められていて、そのほかに住宅局長通達というのが別途ありまして、住宅局長通達で追加的な業務内容を定めています。そこで定められているのが、例えば、企画調査業務ですとか、追加の設計変更等に対する追加設計業務ですとか、いろいろなものが住宅局長通達で定められているんですけれども、実は、そこに非常に結構重要な業務があって、それが告示になっていなくて局長通達という別の定められ方をしているものだから、お施主さんにとって、建築主にとってそれがわからないと。したがって、告示に定められている標準業務の中でそうした調査業務とか追加的な業務をただでやらされているというふうな、そういう恨みがあるというふうにお聞きしております。

そこで、その右側に書いておりますが、新しい告示では、そうした、今は局長通達で定めている追加業務を告示の中に盛り込んで、そうしたものがちゃんと施主さんから見えるようにするということでもあります。

それから、8ページの下半分のところですが、四会契約約款と業務報酬基準のその標準業務との整合性を図ること。その四会契約約款・業務委託書というのがかかり普及しておりますので、それと告示と一体的に見直しを行うことによって効果を上げていくということでもあります。

それから、8ページの下ですが、3、「業務量の略算表の見直し」でありますけれども、

まず、1)「建築物の用途等による類別について」、別添資料③ということで、22ページをごらんください。

22ページでは、今の4分類について、実態調査をやるに当たりまして、16分類を一応立てた上で実態調査をやって、そして建物の規模に応じた業務量の挙動が似たもの同士を再整理することによって、実態に則した用途分類をつくり上げようということでございます。そうした用途分類の実態に応じた、できるだけ詳細化を図る方向での見直しを行うということが1点目でございます。

9ページをお願いいたします。

2)の「工事費の別を床面積の別に改めることについて」であります。審議会答申では、今、工事費の額に応じまして標準業務量を定めているんですけども、これは、床面積の別に変えなさいという指摘がございます。そのときに、業務量の根拠となるその建築物のイメージ、いろいろグレードがまちまちなこともありますでしょうから、どんなグレードの建築物をイメージしながら床面積の別に標準業務量を設定しているのかといったことをわかりやすく示すと。

それから、3)で構造・設備を区分して示すということですけども、意匠・構造・設備に分割するとともに、これらを統括する業務についても業務量を示す方向で今後実態調査を行うようにという指摘でございます。

それから、5の「その他」のところですけども、下から7行目ですが、今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮すべきと、相当数の業務量がふえているけれども、それを反映しなさいということでもあります。それから、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべき。

最後の○で、また、今後、定期的に見直しを行うようにすべきという指摘でございます。

最後、10ページでございます。

最後のテーマの「建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について」でありますけれども、「現行保険制度の課題」といたしまして、「しかしながら」のところでありまして、保険金支払いの対象事故が、建築物の滅失・毀損に限定されていると、括弧書きのところでありまして、設計ミスが明白でも、実際に滅失・毀損が生じていない場合には支払われないといった問題点がある。それから、2つ目として、近年、事故件数・保険金支払いともに増加し、収支が悪化して料率引き上げが、保険料引き上げが行われてきている。3つ目、責任範囲等が必ずしも明確でないといった課題が指摘されている

と。

2の「今後の方向性」でありますけれども、今後は、建築主保護の観点から、設計・工事監理契約締結前に重要事項説明をすることになっておりますけれども、そこでの書面において、保険の加入の有無について記載することを義務づけるべきであるといったこと。そして、商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべきであると指摘をいただいております。

大変長くなりましたけれども、以上でございます。

ごめんなさい、もう一つ、済みません。

資料6をごらんください。「一級建築士試験の試験内容の見直しについて（中央建築士審査会とりまとめ）」でございます。

「見直しの基本的な考え方」として、「高度化・専門分化に留意した上で、建築設計全般に関する基本的な知識・能力等を確認するとともに、専門分化している建築設計を調整し、取りまとめていく基本的な知識・能力等についても確認できる試験内容とする」というのが基本の考え方です。

「見直しの方向性」といたしまして、1)「学科試験」ですけれども、マネジメント、環境・設備、職業倫理、構造全般、こうしたものについて出題を増加させる等の見直しを行うと。「そのうえで」ということで、現行の学科Ⅰ、これは計画と呼ばれている学科でありますけれども、計画と環境・設備の2つの科目に分離して、環境・設備の充実を図っていくということでもあります。

具体的に、その下で、計画は20問程度、環境・設備も20問程度、法規は30問程度、構造30問程度、施工20問程度、合計125問になります。現在は100問でございます。ふえますので、その下ですが、これまでの五枝択一方式を四枝択一方式に変更すると。今の五枝ですと、最後の1つぐらいは何か無理やりつくったような枝が多いという傾向もあって、四枝択一がいいのではないかとということでもあります。

それから、2)「設計製図試験」でございますが、これにつきまして、上から2つ目の○ですけれども、「現行の設計課題に加え、記述・図的表現等の手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行う」ということで、充実を図るということです。

最後の○ですけれども、今は、学科に合格して設計製図に落ちてしまった場合に、次の設計製図試験だけ、1回だけ学科免除という特典を与えておりますけれども、次々回まで、2回学科免除の特典を認めるという提案でございます。

大変申しわけありません。先ほどの小委員会報告につきましては、資料7でこれを一体化させまして、「基本制度部会とりまとめ（案）」を用意してございます。全く構成、内容については変更を加えてございません。資料8がその概要版でございます。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。大変多くの複雑な内容を事務局は要領よくご説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質疑がございましたらご発言をお願いします。

〇〇委員、時間が足りなくなりそうなので、やや簡単にお願いします。

**【〇〇委員】** わかりました。まず、今回のいわゆる1206号の改正、大変有効なものだと、建築設計界としたら非常に有効なものだと評価できるわけですが、この参考資料6の13ページに、建設省住宅局長名で全国の都道府県知事あてに、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」という、まず頭書きがあります。これは大変すばらしいというか。私は、今回の1206の基準も、やはりその基準の改定はもちろんです、それが実行できるようにぜひお願いしたいというふうに思っているわけですが、ここでは、やはり都道府県知事に対してもこのような報酬を出し、そして、この下のほうで、「設計、工事監理、施工を一貫して行う場合においても設計等の業務を明確にする等の書面による適切な契約に基づき、業務を実施することが要求される」というようなことが明確に書かれております。工事監理の問題、ですから、こういうところについて、今回、その見直しとあわせて、こういうものを住宅局長名でお出しになるおつもりなのかどうかということをお聞きしたいというふうに思っております。

**【部会長】** お願いします。

**【事務局】** 当然局長名になろうかと思えますけれども、その通知をし、あらゆる機会、媒体を使ってこうしたものを普及していきたいと、啓発も含めて。ぜひ設計関係団体におかれましても、同様な取り組みを一緒になってしていただきたいと思っております。

**【部会長】** それでは、順番、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、その順番でお願いします。

**【〇〇委員】** 30年前ぐらいになりますが、1206の策定にことに多少かかわったこともあり、ぜひいい形で改正していただきたいと思うんですけれども、多少言ってもせん方ないかなという感じもするのは、実態はほとんど守られていないということです。我々は、設計料問題というのは常にクライアントとやり合っているわけですが、なかなか

かうまくいきません。例えば9割ぐらいとか8割ぐらいに押しえられてくれというのならまだ判るんですけども、ほとんど民間なんかの場合は、基準に基づいて出すと、彼らが想像していた倍以上出してきたという感じになってしまうんですね。

この1206の場合も策定に当たって実態調査をしたんですよ。そのときにどういう結果が出たかという、基準としては100の件数に対して報酬は2.5倍という、そういう概算法がありますが、実態は多分1.5から1.6だったんですね。だから6掛けぐらいの感じでしか設計料がもらえていないということになったわけです。今回も調査されるとしたら、同じような結果が出るような気がします。多分それ以上に、地方の場合には半値8掛け2割引みたいな結果が出るかもしれません。つまり、設計料問題はいわばクライアントの心掛けの問題に尽きると思います。ここで議論している意味は、少なくとも法がまず客観的なガイドラインを明示して、あとは、我々がそれをベースに、あとは闘うしかないのかなと受けとめています。しかし、できればこういう基準を決めたものが、少なくとも公共発注の場合には、ぜひそれがかなりの足かせになってもらいたい。つまり、この規定が誘導的な性格を持ってもらえないのかなという期待があります。やはり、それもそれぞれの努力だと言われればそれまでなんですけれども。

公共発注の場合、地方に行けば、そのほとんど実態は、おそらく4割とかそのぐらいになっている可能性があるんです。例えば、向こうの理屈としては何が出てくるかという、依頼度という考え方です。仮に基準で100が出ましたというときに、営繕の発注の場合には、インハウスで営繕の中で仕事をしていますという理屈から、依頼度係数というのが出てきて、例えば、中で3割やっていますからベースは70ですよという議論になるのです。そうすると、基準で100で出てきたものがどうでもなってしまうというところがあって、しかも3割なり4割はインハウスでやっていますという、報酬額だけの問題ではなくて、実は設計工事に対しても公共発注側に理不尽な条件を押しつけられてしまう場合が少なくないのです。、我々が実際にまじめに、誠実に仕事をしろと言われたときに、6カ月は絶対要するというのを例えば半分でやりなさいというようなことも、現実にはあるんですよ。公共発注者は企画をする段階までは相当時間をかけているから、あとは、単年度でそれを処理するためには、例えば、2カ月しか設計の余裕がないという事態が起きるんですね。そういう実態が公共発注の中でもありますから、実質の業務内容を踏まえたこういうベンチマークがあるというのは、いろいろと働きかけるという意味では我々としても大変助かると思います。我々団体としても各地域でそういうことを公共発注側にも十分な説

明をしていきたいと思えますけれども、その差があまりにも大きいということで、かなり絶望的な感じにもなっています。何かその辺についてもう少し誘導改善していくような仕掛けというのはないのか、あるのか、もしお話ししていただければありがたい。

【部会長】 なかなかね、独禁法もあるから容易じゃないんですけども、事務局、どうぞ。

【事務局】 実態調査は年明けからスタートいたしますけれども、当然きょうお示した案にあったような標準業務を前提にしてどれだけ本当に業務量があるのかと、それをあぶり出せば当然今実際にフィーとして得ているものとの対比が出てくるわけで、それによって乖離の状況が明らかになると。最終的に1206号の見直しをするわけですけれども、それを建築主サイド、これは公共発注も含めた建築主サイドに丁寧にその情報を提供していくというのが私ども建築行政の役割かと思っています。それをどういうふうに普及していくかということに関しては、やはり設計関係団体を中心とした、闘っていくとおっしゃいましたけれども、そうした取り組みに私どもとしては期待をせざるを得ないと。私どもの役割としては、やはり丁寧な情報提供ということ、もちろんその前提として1206号をわかりやすくつくるということ、そういうことだと思っています。

【部会長】 それでは、〇〇委員。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、その順番でお願いします。

【〇〇委員】 今回の士法の改正で、これだけ専門分化している建築の設計の分野で、構造と設備に関して専門性のある資格ができるということは、これはこれでいいと思うんですけども、特に設備については、設備設計一級建築士のその資格を与えるときの講習と、それから、考査のレベルの設定いかにによっては、必要な数が確保できないのではないかと。全国で設計監理の仕事をしている我々建築士事務所としては、特に地方は設備設計一級建築士になれる人がかなり少ないということが予想されております。

本来、設備設計一級建築士は、自分で設計をして判こを押せばそれでいいんですけども、数が少ないということになりますと、設備設計一級建築士でない者が設計したものを設備設計一級建築士がチェックをして判こを押すケースがかなり多く出てくると思います。そういう場合、地方ではそういう人が少ないものですから、東京とか大阪とかへ行って判こをもらいに来るといようなことが予想されます。

それで、これは適判のようなものだと思うんですけども、構造設計の適判の場合は公的機関がやるわけですから、費用とか期間とかそういったこともある程度縛りがあるわけ

です。今回、設備設計一級建築士の判こをもらうということは、これはある規模以上の建物には必ずそれが必要になるわけですが、資格のある人を探す、それからそういう人に見てもらふことになるわけで、民と民の間のことですから費用、それから期間、そういった問題のことでかなり混乱が起これると予想をしております。

私としては、この報告書の8ページに小委員会の報告書が出ていますけれども、弾力的な扱いをするということで書いてあります。これは、ぜひそのところをよろしくお願ひしたい。というのは、確認申請の厳格化でかなり混乱をしましたけれども、さらに設備設計一級建築士の制度の発足によっても、かなりの混乱が私は起これると予想をしております。回避するための手だてはいろいろ打たれていると思うんですけども、その点は、ぜひよろしくお願ひします。

要するに、設備設計一級建築士の講習及び考査のレベル、それから同等性認定、その辺のところを弾力的に運用していただいて、設備設計一級建築士がたくさん出て、設計者自身が自分で設計し、自分の判こで確認申請が出せる、という状況のほうが本来望ましいわけですから、そういう方向でなるべく弾力的に、必要な技術者、設備の一級建築士の確保ができるような運用をお願ひしたいと思います。

以上です。

**【事務局】** 先ほどご説明いたしました8ページ、あるいは別添資料4というのがまさにご指摘の課題に対して非常に熱心にご審議いただいた、その成果と申しますか、その取りまとめになっているわけでありまして。弾力的な対応ということと、一方で当然技術者のレベルを一定確保ということは、これは当然でありますから、その調和点を適切に設定していきたい。そのことは、冒頭局長のほうからも円滑な制度導入ということで申し上げた、強調した点でございます。

また、関係団体におかれましても、ぜひ会員を初めとする方々に対する研修と申しますか、そうした点で一層のご協力をいただきたいというふうに思っているところです。

**【部会長】** ありがとうございます。では、〇〇委員、お願ひします。

**【〇〇委員】** 今の件と若干関係しますが、この建築基準法第1条、非常によくできた法規だと思いますが、「国民の生命、健康及び財産の保護」と書いてあります。その手段としての建築をどうするかというのが今回問題になっていて、その中で今回構造というのが問題になってこの審議会が開かれているということだと思います。

従前のように建築が何でもできるわけではなくて、いろんなメンバーが集まって建築の

設計がされているという実態を、最終的には、この建築士が何でもできるという原則の中で解決するために若干いろいろな工夫が必要だということで、国土交通省はかなりいろいろな苦勞をされて今回の施策つくってこられたというふうに思います。

ただその中で、先ほど〇〇さんからございましたとおり、BCS関連の中でも、電気出身、生命を守るために電気というのは絶対に必要なものでございまして、電気学科出身の方で一級建築士というのは、375名のうち4名しかおりません。これはBCS全体です。これは、将来一級建築士を取ればいいじゃないかというのが今回の施策なわけですが、学科も違う、何も違うという状況の中で、なかなか取れそうもないというのがこれからも続くだろう。その方が判こを押さないとすると、だれが押すかということ、建築出身の建築設備士で一級建築士の方が押すと。これは言ってみると判この名義貸しということがまた発生するということになるわけですし、今現在、制度の中で建築設備士が十分機能しているわけです。その現在ある機能を、建築設備士を今後とも特定の分野については有効に活用していただいて、実際にまた混乱が起きないようにぜひお願いしたいと、これが1点です。

2点目は、ご存じのとおり設備関係は、設計と施工、定期的に結構異動が頻繁に行われています。その方が例えば施工へ行ったり、あるいは設計をやったりということが特に中小の企業ではよく行われているわけですし、定期講習とこの資格の関係ですね。3年ごとの定期講習というのは、どういうふうにやるといいのかということでございます。これをもうちょっと明確にしておいたほうが混乱が起きないのかなと。これは、ちょっと読みようによっては、設計事務所に所属してないと設計ができない、その方が現場へ行ってしまうと設計という実務から離れますから、いつ定期講習を受けると設計ができるようになるのかという文章がこの文章では読み取れないというのが皆さんの意見でした。ぜひそこをちょっと明確にさせていただいたほうが混乱が避けられるかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。2点です。

**【部会長】** いや、まことにごもっともな、おっしゃるあとのやつは確かにそういうところがありますね。課長、いかがでございましょう。

**【事務局】** 電気出身の設備技術者の問題は、いろいろな方からご指摘をいただいております。今般、一級にチャレンジしやすいような環境、それから一級になった後、さらに設備一級になりやすい環境ということで、最大限の配慮を行った次第です。したがって、先ほども申し上げたように、ぜひ関係団体においては、研修等をその後しっかりやっ

ていただいて、電気の出身の方が一級、さらには設備一級というコースで資格者を育成していただきたいというふうに思います。

加えまして、建築設備士が引き続き重要な、設備設計において重要な役割を果たしていくということは、これはもうそのとおりと認識しています。国会のときにもたびたびそうした指摘がございましたけれども、建築設備士の位置づけ、役割は変わらないということでお答え申し上げております。それについては、間違いなくその意を用いていきたいと思っております。

それから、2点目の指摘でございますけれども、定期講習対象については、その時点で建築士事務所に所属している方ということで、特段定めが法令上具体的にないところでございまして、所属するときに受けていただくということで運用していくことになろうかと思っております。

【〇〇委員】 所属のときに受ければいいと、こういうことですか。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 ということは、定期講習がかなり頻繁に行われているというふうに理解していいんですか。

【事務局】 定期講習は頻繁に行われているという前提で、所属しているときに受けていただくということです。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、牧村委員、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。ちょうど今話題になりました建築設備士の資格を持った者が加入する職能団体でございまして、今回の建築士制度の検討において、この建築設備士の有効活用ということに関して、大変いろいろ努力をしていただきまして、かつ各委員からのご意見もありまして、このような形でまとまったことに対して感謝申し上げます。

実態をちょっと申し上げますと、先ほどの資料4の14ページのことでございますけれども、今、建築設備士は登録者が3万3,000人います。今、〇〇委員からもお話がありましたように、この3万3,000人のうち7割弱の方が建築系で学んだ方以外の、電気系や機械系で学んだ方がその7割近くの人員を占めている。そして、3割の方が建築で勉強をされた方が建築設備士となって仕事をされているということでございますので、今、この3万3,000人がこの建築業界の設備の設計・工事監理、または施工管理というところで活躍されているという実態からいいますと、何とかこの電気系、機械系の若手が魅力あ

る仕事としてチャレンジしていくような業界になるような形になるというのが一番望ましいわけでございますので、そんな形で今回の制度がよりよく運用されていくということが望ましいところでございます。

私ども、今回一番対応しなきゃいけないのは何かといたしますと、やはり若手の育成が必要であろうと。先ほど、〇〇委員から話がありましたように、電気系や機械系の人間がより一級建築士が受かりやすいような、そういう環境づくりをして、そして育成し、そして一級建築士にチャレンジし、建築設備士を持っている人は、もう速やかに設備設計一級建築士になって業界で活躍し、良好な社会ストックをつくっていかうということでチャレンジしていただくような、そんな環境づくりを何とか私どもはしたいという意見を持っております。

それと同時に、今、先ほど1206の話が上がりましたように、発注者側がこの制度と設計の発注との関連をまだ誤解されている方がいっぱいいらっしゃいます。ですから、その誤解を解いていただきたいということで、都道府県、区市町村のみならず、民間の発注者の方々にもこの建築士制度と、それから設計発注という関係がどういう状況にあるのか、どういう条件を持っていないとそれが発注できないのか、受託できないのか、こういう条件であれば十分受託できる、そういう内容を明示するような形でこの制度と発注に関して徹底的にその広報をしていただいて、今、もう既に地方の自治体で誤解を招いているところもございまして、その誤解を解いていただいて、従来の発注どおりで進むもの、それから、設備設計一級建築士が絶対いないとできないものということを明確にしながら対応していただくということが、特に地方の設備設計にかかわっている人間に対しては不安が解決されるかと思っておりますので、ぜひこの広報を徹底的にやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、私どもは、会員に対しては、この内容に関しては徹底的に情報を渡しながら、より高いレベルでの資格を取得するような道に対して指導をしていこうというふうに対応しておりますので、よろしく願いいたします。

**【事務局】** 今の点は、非常に重要な点ですので、今後つくっていきます1206、新しい制度、そうしたものが実効性を伴うように広報、情報提供に努めてまいりたいと思います。その際に、私どもの狭い意味での建築行政の範囲だけではなくて、営繕等の発注者サイドの行政の協力もいただきまして、より効果的な情報提供に努めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、大変貴重なご意見をたくさんありがとうございました。時間も参っておりますので、審議はこの辺で終わらせていただきます。またさらにご発言、ご意見がございませぬ方は、事務局のほうへファクス、メール等でご意見をお寄せいただきたいと思います。あんまり時間がございませぬので、できましたら今週中ぐらいでお願いしたいと思います。

それで、委員の皆様をお願いしたいのでございますけれども、本日の議論、おおむね原案で尽きているところが多いのでございますけれども、何か所か補足したようなところ、補足の必要なところもあるかと思いましたがけれども、いただいたご意見を踏まえて、この基本制度部会の案を修正したいと思いますけれども、これは、あとは委員長にお任せいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、あとは事務局、今後の予定等も踏まえて説明をお願いします。

【事務局】 本日ご議論いただきまして、部会長と取りまとめさせていただく内容を踏まえまして、今後、政省令・告示、建築士法でございます。政省令・告示の改定ですとか、策定の作業を行ってまいります。ご議論にもございましたように、円滑に改正建築士法が施行されるように進めてまいりたいと思います。改正建築士法の施行につきましては、来年11月ごろを予定しております。それから、業務報酬基準の改定につきましても同じ時期を予定しております。

なお、本日の議事につきましては、事務局で議事録として取りまとめた後、委員の皆様方にご確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして基本制度部会を終了させていただきます。大変熱心なご議論、また貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

— 了 —